

(第一類 第七号)

第五回國會議院大藏委員會會議錄第二十三号

(二九八)

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長代理 理事官 靖君

理事官 柳多君 理事官 村一郎君

理事官 藤田十一郎君 理事官 木下滿壽夫君

理事官 早八十二君 理事官 寺島隆太郎君

理事官 岡野 清豪君 理事官 小山 長規君

理事官 北澤 直吉君 理事官 高間 松吉君

理事官 前尾繁三郎君 理事官 三宅 則義君

理事官 吉田 省三君 理事官 川島 金次君

理事官 河田 賢治君 理事官 坪川 信三君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

(主務局長) 大藏事務官 平田敬二郎君

(主務局長) 第一課長 原 純夫君

大藏事務官 大藏事務官 原 純夫君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

四月二十七日

煙草專賣法案(内閣提出第一三三三号)

塩専賣法案(内閣提出第一三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

揮発油稅法案(内閣提出第五七号)

酒稅法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第五九号)

○官廳委員代理 ただいまより會議

を開きます。

本日は議案審査の都合上、午前はこ

第一類第七号 大藏委員會會議錄

第三十三号 昭和二十四年四月二十七日

の程度にして、午後一時まで休憩いたすことに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○官廳委員代理 それでは午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

午後三時五十三分開議

○官廳委員代理 午前引続きま

て、會議を開きます。

揮発油稅法案及び酒稅法等の一部を

改正する法律案を一括議題といたしま

す。右兩案につきましますは、すでに質

疑を打切つておりますので、これより

討論に入ります。討論は通告順によつ

てこれを許します。前尾繁三郎君。

○前尾議員 私に民主自由党を代表し

たしまして、ただいま議題となりまし

た酒稅法等の一部を改正する法律案及

び揮発油稅法案に対して、希望を付し

まして賛成せんとするものでありま

す。

この兩法案は先般すでに成立を見ま

した二十四年度の予算の裏づけをして

おるものでありますので、あまり論

議の余地のない点であります。す

でしは、述べられておりますよ

うに、本年度の五千四百四十六億に上り

ます租稅收入は、決して輕い負担では

ありません。ことに全行政の運用の上

るしきを得ないことになりますると、

國民の担稅力の限界を越しておると思

われるような過重な稅金であるのであ

ります。もつともこの点はしばしば政

府も言明しておられる通り、現在の段

階においては、現行稅制をそのまま踏

襲するが、近い將來において、ことに

アメリカの財政使節團の來朝をまつて

再検討いたしましたして、最も早い機会に

負担の軽減をはかりたいということを

申しておるのでございます。従いまし

て現在議題になつております改正案

並びに新稅案は、負担の軽減を目的と

はいたしておりませんが、緊急に改正

する必要のあるものであり、だれが來

えてもむりのない合理的なものに限ら

れておるのでございませう。まずおま

改正点といたしましては、酒稅法の改

正であります。勞務時配をそのま

ま残して、從來あまり重要でなく実益

もなかつた家庭配給酒をよしまして、

それをもとにしてあまりにも高い稅率

を引下げて、酒全体として價格を引下

げるという方法をとつたのでありまし

て、私は非常に策の得た措置であると

考ふる次第であります。また取引高稅

につきましては、遺憾ながら廃止の問

題は將來に譲られておりますけれども

も、今回は納稅方法の改正という重要

なる点を是正しておるのであります。

すなわち印紙納稅をやめて、現金納稅

の制度にかえたのであります。印紙納

稅はりくつかから言いますと、いかにも

脱稅防止のようではあります。實際

においてそれがほとんど勵行されな

い。しかもまたその脱稅防止の役に立

たないために、非常に納稅者に迷惑を

かけて來ておるといふので、むしろ非

難の根源はここにあると來えられたの

であります。今回この制度をやめ

て、現金納付の制度にかえられた次第

であります。最初に取引高稅を創設さ

れましたときに、こゝういふ方法であり

ましたならば、おそろしく今までのよう

な非難はなかつたものと考えられるの

でありまして、そゝういふ意味からいた

しますと、今回の改正は重要であり、

非常に適切なものと考えられる次第であり

ます。また非課稅範圍の擴張にいたし

ましたも、とにかく公約に対して忠実

に一步前進主義で誠意のある努力を続

けておられることも、注目していい問

題だと思ひます。その他法人稅の改正

にいたしまして、物品稅の改正にい

たしまして、いずれも適切でありま

して、大きな範圍の改正ではありませ

んが、重要な改正には相違ないのであ

ります。また揮發油稅につきまして

も、今までなぜこゝういふ稅金が創設せ

られなかつたかといふことを疑ひよう

な、ほとんど非難もない新稅でありま

す。従ひまして、私は今回の改正は何

ら反對すべき理由はない、かように考

えてみます。改正されたものはいい

のでありますけれども、改正されな

いものの点において、非常に重大な問題

を残しておるわけでありませう。先ほど

も申し述べましたように、所得稅にお

きまして、三千百億圓といふもの

を計上いたしておるのであります。が、

その稅率にいたしまして、基礎控除

にいたしまして、あまりにも過重負

担になつて、上にも下にも重たいとい

ふのが現状であります。またあまりにも

過重な再評價といふ問題が延期

されませんでしたために、これは減價償却

もできずに資本を食いつぶして稅金を

納めるという状況であります。また消

費稅につきましても、あまりにも高率

でありましますために、いきおい脱稅に

迫り込んでおるといふのが現状だと考

へます。従ひましてこゝういふよふな事

実に目をおおわずに、あくまで適正な

現実に即するといふことは、何として

も一刻も早くやらなければならぬ問題

と考へるのであります。もちろん政府

はその点努力しておられるのでありま

すが、なお一層誠意のある努力をして

いただくことを、第一の希望條件とい

つたしたいと考へております。

次に第二の点は、現在の稅務行政の

やり方が、あまりに威嚇的であるとい

うふう考へるのであります。もつ

と指導に中心を置いた親切的稅務行政

をやつていただきたい。現在の状況で

ありますと、思想上にはなほだ悪影響

を及ぼしておるやうな状況でありま

するので、この点も稅務行政の機構を

刷新し、その人を訓練していただく

て、適切な稅務行政をやつていただく

ということを切にお願いいたしまし

て、この二点を希望條件として原案に

賛成をいたすものであります。

○官報委員長代理 次は川島金次君。

○川島委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程になりました一括法案に対して、遺憾ながら反対の意を表明するものであります。

第一に申し上げたいことは、政府はこの法案を提出するにあたりまして、酒税法等の一部を改正する法律案という名のものと、六個の法律案を一括上程した来たわけでありまして、この一括の中に実はわが党といたしましても一應賛成の意を表したるものも若干ないわけではない。しかるに政府はこの六個の法律案を一括して上程して参りましたために、これを分割的に賛否を問われるという方法がない状態でありまして、今後相当研究の余地があるのはもちろん、本質的に言いますと、こういう形の法案の上程の仕方に対しては、審議をいたします側におきましても、きわめて不都合であるのみならず、その賛否の最後の討論をいたしますときに、われ／＼議員から申し上げますれば、これまたきわめて不都合な面が往々にして今後ともあるのではないかと思ふ。そういう意味でまず第一に私が政府に警告いたしたいのは、今後この種の法案を出します場合には、原則的にここにその法案を分割して上程し、そして議会の審議の便に供するといふ建前をとるべきであるといふことを、私は強く政府に警告を發しておきたいのであります。

さらに第二以下の問題につきまして、明白いずれば本会議の席上におきまして、わが党としましては詳細な討論を行ひまして、わが党の意思を國民の前に表明することになつておりますので、この際にはできるだけ簡単に、反対の趣旨を申し上げておきたいと思ふのであります。

第一の酒税法の改正につきましては、一應政府におきましては労働者及び農村向けの酒類については、できるだけ確保をいたすといふ事柄でありまして、説明の内容によりますと、労働者農民に特配いたします酒類も、方向としては減少したいという意図が、きわめて明瞭に看取される点であります。第二は、一般の従来行われて来たおつた國民配給を、全然とりやめた点であります。日本の経済を安定し生産力の高揚をはかるとともに、日本経済の復興を企図するためには、働く労働者農民並びに廣汎な勤労大衆のたしなみとするこの種酒類の配給は、むしろ二十四年度の政府の政策にありする國民に最大限度の耐乏生活を求め、そうして國民の中に起つた奢侈的な享樂的な生活をできるだけ根絶して行つて、國民総力をあげて日本経済の安定に協力せしめるといふことが、政府みづから言明しておるところでありますから、この考え方から言いますれば、むしろ労働者農民に対する酒類の配給は、できるだけ確保するはもちろん、一般國民大衆の酒類の配給についてもできるだけその量を確保して、そうして一面歳入の確保をはかるうとするならば、その残余の分について増税を断行して、むしろ浮動購買力の吸収に充てるという考え方に行かざるべきであらうと、私もは考へておる。しかるに政府は酒税の税率の引下げに名をかりて、表面は酒が安くなるのだという声

を收奪してしまふという形になつておる。この考え方はわれ／＼の断じて賛成のできないものでありまして、繰返して言いますならば、労働者農民及び一般國民配給の酒類はできるだけ確保するといふ建前、そして日本の経済安定と労働生産力の高揚に努めることこそが、きわめて必要なる事柄である。と私どもは確信をいたしておるのであります。そういう意味合いにおきまして、わが党はこの酒税の改正に對しては、反対の意を表明するのであります。なお清涼飲料税及び物品税法、この問題等につきましても、この種の税率あるいは物品の税の序列、あるいは税率、こういうた事柄に對しては、國民の中にもいろいろの大きな議論の焦点になつてゐるものも、かなり廣汎にわたつてあるものであります。従つて政府はこの問題に對しては、できるだけすみやかに、本来ならば今回の二十四年度の予算の上程と並行して、根本的な税率の改正、税体系の改正を行つて、その案として國會に提出すべき性質であるべきであつたはずであります。しかるにそれがなされずして、ただこま切れたる税法の改正をわれわれの前に持ち出して来たといふことには對しては、われ／＼は同意いたしかねるのであります。政府は物品税のみならず、むしろたゞいま與党である民自党の龍尾君からさへも、税制の改正を行つたならば、まず先に所得税法等の改正といふ、根幹としての大税制改正をなすべきではなかつたかといふ御意見がありました。われ／＼も同感であります。その軽重の別を設けずして、むしろ簡單なるものを先に出し

て、國民が苦難と窮乏にあへぎ、しかもそれがためには中には倒産し、破産し、あるいはまた貴重な耕作権を放棄する農村の事情、あるいは都會においは、増税のために貴重な店舖を閉鎖するといふような事柄が、全國的に起つておる矢先において、政府は何をおいても税制の全面的な改正を行い、日本の國民経済と國民生活の安定確保をまず先にやらなければならぬ。にかかわらず、それが少しもなされておらないという態度に對しては、われわれ遺憾ながら國民の名において賛成しかねるのであります。

も私どもは断固反対をいたさなければならぬのであります。

さらにまた租税に関する特別措置法におきましても、一例をあげますならば、なるほど法人の資金蓄積に便ならしめるといふ事柄がうたはれてゐるのであります。その事柄は日本の現情において必要でないとは言わないのであります。その額面額以上に発行された資金を、ただ単に法人にだけ利益せしめる、その場合には免税をす

る、こういうことではあります。私どもの立場から申し上げますならば、額面以上に株式が発行されるのは、法人の構成団体だけのおかけでは決してないのであります。その法人団体の株式が額面以上に買れるといふことは、その法人の中に携つておられます労働者、職員、の絶えざる努力によつてのみ、初めてそういう問題もできて来るであらうとわれ／＼は考へてゐるのであります。従つてもし額面以上に株式が買れるような場合に対しましては、その額面以上に買れた分の利益といふものは、当然税金を拂うべきであると同時に、またそのうちの相当部分は労働者

職員に分配してしかるべき性質のものであると思う。そういうことによつてのみ私どもはその法人に属する労働者、職員がさらに一段の努力を傾注し、生産の意欲を高めるゆえんではないかと思ふのであります。政府はそのようなことを毛頭も考えておられない。そういうような立場においてこの租税特別措置法に對しては、われわれは残念ながら反対せざるを得ないのであります。

さらにまた二十四年度の所得税の四月査定申告書の提出、及び第一期の納期の特令に關する法律、この問題につきましては冒頭に申し上げましたが、あえて私どもは反対せざるを得ない。しかしながら政府の提出するこの法案の手續上、反対、賛成の分割がでないという実情にありますので、遺憾ながらわれわれはこれをしも一括して、反対をせざるを得ないという事柄になつておるのであります。その責任は私は政府の法案の提出にあると、強くこの際申し上げておきたいのであります。

さらにまたガソリン税の問題であります。ガソリンに課税をすることを對してはあえて強い反対はございません。しかしその課税をする場合におきましても、今日の農業あるいは漁業あるいは乗合自動車のごときについて、このガソリン税の増徴が相當大きな影響があるということは、言うまでもないのであります。少くとも政府はこのような課税をいたします場合、この逼迫したておられますところの農漁業、あるいは一般國民の交通の足となるべきところの乗合自動車に對しては、何らかの特別な措置

置を設けて、ことに農業、漁業等のごときに對するガソリンの使用に對しては、軽減もしくは免除するといふ措置を講ずべきであつたのではなからうかと、私どもは考えておるのであります。政府が、そういう措置を毛頭政府は考へられずして、この法案をあえて出したということに對しては、われわれは反対をせざるを得ないのであります。要するに今回の法律の全体を考へてみますると、繰返して申し上げますが、政府は國民の經濟の實態に目をおおいて、最も必要なるところの税制の根本的な改正を断行せずして、むしろあつたところのものを先に出して来たといふ感じが強いのであります。こういう考え方を考へておられることは、われわれは社會党といたしまして、同時にまた税金のために最も困難と苦痛を訴えておられるところの、廣汎な國內の世論に背を向けたこの政府の態度に對しては、われわれはその根本的な態度に全面的な反対の意を表明せなければならぬのであります。

以上がわが日本社會黨の本案に對するところの反対の理由であります。

○官廳委員長代理 次は荒木萬壽夫君。

○荒木萬壽夫 私は民主黨野黨派を代表いたしまして、残念ながら本法案に賛成するものでござります。

先ほど川島君からも仰せになりましたように、全般的に見まして昭和二十四年度の七千億に上る予算との関連において考へました場合、民主自由黨みずから言つておられますが、なかなか所得税の公平を期する意味において、軽減措置を講ずべかりしにかかわ

らず、いろいろと理由はあつたらうと思ひますけれども、予算の趣旨と背馳するがごとき内容において税法が提案されましたことを、衷心より遺憾に思ふのであります。それは主税局長からも御説明がありました通り、三千七百円ベースにおいて定まつておられますところの現行所得税法の各種の控除、あるいは税率といふものは、資金ベースが六千三百円にはね上りましたこと、さらに物價の高騰等を考へ合せました場合に、特に下の方の所得者に對して非常に酷である。明らかに負担の限界を越えておるといふがごとき状態を呈しておられますことそれ自身、全國民にかわりまして大いに糾弾すべき点であると思ふのであります。ただししかしながら、ドッジ公使の來朝に關連いたしまして、九原則の實施上の一應の便宜として、全面的改正が今後に残されざるを得なかつた事情は、いささか了とする点もあつたので、来るべき機会において吉田内閣が税法の全面的檢討をされて、捲土重來、あらためて國會に提案されまします機会に万事を譲りたいと思ふのであります。

す。しかしながらさらに固定資産の再評價の問題も、焦眉の急を要する問題でありまして、これは先ほど申しましたように、全般的な税法の改正の時期に譲りましたことは了とはいはしません。さしあつたつて当面焦眉の急務でありますことにかんがみまして、残念なことであると思ふ次第であります。すべからず政府は来るべき機会におきまして、十分な考慮を拂つたその面に関する税法の改正を考へていただきたいと思ふのであります。

取引高税につきましては、租税理論から申し上げますれば、今度の改正は私にまさるに改悪であると思ふのであります。取引高税そのものの廃止ということにつきましては、今日すでに租税理論を離れて、國民感情にまで食込んだ問題になつておられる際におきまして、廃止するもまたやむなしという意味合いにおいて、廃止されることは異存はありせんけれども、いやしくもこれを存続しする以上は、印紙制度の廃止が必ずしも取引高税本来の建前から言つて合理的でない。いたすらに從來以上に脱税を奨励するがごときかつこうになるおそれがあります。さらにまた月三万円以下の小取引業者に對しては、これを免税するということも、取引高税が本来間接税でありする立場から言ひまして、それ自身不合理的であると思ふのであります。これを是認しする意味は、余儀なく感情問題に發展させられて来ておられることを考へ合せまして、やむなく一應是認するといふ程度を出でないでござります。さらに取引高税の適用される品目が減つて参りますことば、負担する側だけから見ますならば、それだけ減税であつてかつこうであるとも言えますけれども、しかしながら本来この取引高税が、やみ所得の追求といふことを主眼目として、創設せられたことを考へ合せますならば、かつまた取引高税が物品税と異なり、わずかでばあるけれども、あらゆる取引にかけて行く趣旨において、本来の面目を維持できる性質のものである限りは、必ずしも改善になつておられないといふことを、指摘せざるを得ないのであります。繰返して申し上げるようでありまして、いづれにいたしまして、取引高税の今日置かれておられる感情問題の地位に考へまして、今回の改正も一應遺憾ながら賛成せざるを得ないといふ考へ方を考へておられます。ただこれに關連いたしまして、民主自由黨の諸君に特に申し上げたいと思ひますことは、取引高税が廃止できるならば結果的にけつこうでありますけれども、廃止するために必要なかわり財源についての眞動なる、まじめなる検討をなさずして、ただ口先だけ廃止するのだと言ひ續けておられる状態は、まことに不謹慎千万であると思ふのであります。取引高税の印紙納付にかゝる税収入が、予定のごとき成績をおげないといふことそれ自身、私は、もし共産黨の諸君が反稅運動をやるからけしからんといふことが事實であるならば、それは違つた角度からの一種の反稅闘争の結果を招来しておられると思ふ。そのおかげで、今にやまるだろうと思つておられる事業者は、いつか潜行的にそういう氣持があらましますたひど、更生決定を受けざるを得ない立

法入税の改正につきましては、ブルミアムの留保に對して免税をしますことは、川島君からもお説がございましたけれども、他面現在の企業体は資本の蓄積が非常に困難になつておられる。また一方資本の蓄積が、ますます日本經濟の再建のために前提條件として必要である。そのことはまた同時に勤労者諸君の利益にも反映して行く意味合いにおいて、必要なことであるから、これに對して法人税の免税措置を講じましたことは、そういう見地から私は妥當であると思ふのであります。

ば、それだけ減税であつてかつこうであるとも言えますけれども、しかしながら本来この取引高税が、やみ所得の追求といふことを主眼目として、創設せられたことを考へ合せますならば、かつまた取引高税が物品税と異なり、わずかでばあるけれども、あらゆる取引にかけて行く趣旨において、本来の面目を維持できる性質のものである限りは、必ずしも改善になつておられないといふことを、指摘せざるを得ないのであります。繰返して申し上げるようでありまして、いづれにいたしまして、取引高税の今日置かれておられる感情問題の地位に考へまして、今回の改正も一應遺憾ながら賛成せざるを得ないといふ考へ方を考へておられます。ただこれに關連いたしまして、民主自由黨の諸君に特に申し上げたいと思ひますことは、取引高税が廃止できるならば結果的にけつこうでありますけれども、廃止するために必要なかわり財源についての眞動なる、まじめなる検討をなさずして、ただ口先だけ廃止するのだと言ひ續けておられる状態は、まことに不謹慎千万であると思ふのであります。取引高税の印紙納付にかゝる税収入が、予定のごとき成績をおげないといふことそれ自身、私は、もし共産黨の諸君が反稅運動をやるからけしからんといふことが事實であるならば、それは違つた角度からの一種の反稅闘争の結果を招来しておられると思ふ。そのおかげで、今にやまるだろうと思つておられる事業者は、いつか潜行的にそういう氣持があらましますたひど、更生決定を受けざるを得ない立

たひど、更生決定を受けざるを得ない立

たひど、更生決定を受けざるを得ない立

たひど、更生決定を受けざるを得ない立

場に置かれてることを考へるのであります。税の軽減はもとより私どもも同感ではあります。いやしくも天下の公党が租税の軽減を口にします場合には、必ずそれが実行できるという真剣なまじめな態度において、具体案を添えて主張すべきものと私は考へるのであります。来るべき機会には必ずや十分御検討の結果の堅実なる財源を添えて廃止されることを、その意味においては歓迎するものであります。

物品税の改正等につきましては、大體において改善せられた跡が顯著である意味合いにおきまして、賛意を表するものであります。ことに納税貯金制度が創設されることは、九原則のもと租税負担が全面的に重からざるを得ないことは、是認できるのであります。そして、そういう情勢下において納税貯金制度が取上げられましたことは、遅れたりといえどもまことにけっこうな制度と思ふのであります。

次にガソリン税につきましては、先ほど社会党からも御指摘がありました通り、農漁業方面もしくは輸出産業関係の斂工業につきましては、何らかの減免措置が考へられてしかるべしと思ふのであります。そのことが考慮されていせんことは、せつかくのガソリン税に十分の考慮が拂われていない結果を齎している、私は指摘したいのであります。これらのことは来るべき機会に再検討を要するものと存するのであります。以上概略わが党の所見を申し上げまして、残念ながら賛成する次第でございます。

○官備委員長代理 次は河田賢治君。○河田委員 私、酒税法等の一部を改正する法律案及び揮発油税法案、こ

の両案に對しまして、日本共産党を代表して、反対の意見を述べたものであります。

本法案は、政府並びに民自党が、過ぐる総選挙におきまして、國民に對して公約しました、御承知の担税力が非常な今日では行き詰まつておる、これに對して國民の税負担を軽減する、という立場からこの税制改革が一應なされたものであります。この問題をわれわれはかかる観点において考へますならば、この二つの法案はきわめて興味があるというだけでなく、現在の日本の國民生活ともきわめて重大な影響を持つ法案なのであります。ところが政府におきましては、この法案を提出するにあたりまして、特に租税の徴収を確保することを第一として、その他の税制全般にわたる改正、あるいは國民の租税負担の合理化、こういうことについてはこれから追つて再検討する、こういう説明のもとに、この二つの法案が出されたのであります。従つて、ここにおきまして、政府並びに民自党が選挙におきまして公約したものは、すつかりたな上げられたと言つても過言ではないのであります。特に提案されましたこの二つの法案の性格は、明らかに國民の負担を増大させるという点にあるのであります。たとえ酒につきまして言へば、勞務者用あるいは農村の供出額費用、こういうもの削減がされております。政府委員によれば、大體二割削減するといふお話でありましたし、また今度一般の家庭配給もこれによつて廃止されます。

從來のわずかばかりの家庭配給が、比較的安いとは申せませんが、しかし今度の案よりもはるかに安い値で供給されておりました酒が停止される。またわずかばかりの酒の配給を、自分たちの主食やその他きわめて必要な家庭の生活のために、これを他に轉賣して家計のやりくりをする、こういう人たちが今日多数あるのであります。ところがこういう配給価格が停止されました。すべてが自由価格になり、しかも今度の値上げによりまして、たとえば四百八十円の配給酒が九百二十円、三百六十五円のしょうちゆうが四百五十円、あるいはビールが、七十五円のものに百三十円というふうになり、高價なものになりまして、結局國民全体から、これによつて昨年よりも百九十二億を増徴する。これが今日酒税法の改正に現れました政府のやり方なのであります。従つて、これによつて決して國民大衆の生活を安定させ、あるいは國民生活の税からの非常な負担を軽減さすというふうな公約は、ごうもこの法案の中には盛り込まれていないのであります。従つてこの点から考へまして、この法案の内容がいかに國民生活を圧迫するものであるかということが、明らかなのであります。

またガソリン税にしましても、今度十割の課税をなしますが、政府は運賃に含まれるガソリンの課税率はきわめてわずかであるから、これが運賃などに大きな影響は来さないと申しておりますが、しかしながら鉄道にしましては、今日たくさん省営バスを持ち、そして鉄道と同様にこれらの國營自動車運賃も改正されると思ひます。こういうふうにして、やはりこれらのガソリン税四十億というものは、國民大衆の生活にこれまた影響して、それだけ生活費の中に食ひ込んで来るという

ことも明らかであります。もちろん、今度の改正法の中にも、われわれが多少でもその点だけでは賛成する点もありません。たとえば清潔飲料税を多少税率を下げるとか、あるいは物品税の中の若干の二、三の品物について下げるとか、こういうような点がありまして、しかし全般としてしましては今日のこの税法の二つの法案によりまして結果は、國民大衆の生活に大きな負担をかけるということは、全然間違いないのであります。特に、民自党の公約されましたところの取引高税の全廃、この問題につきまして、政府は今度ようやく三万円以下の取引高税に對しては、税金を課さないということになつております。また収入印紙を使うことを廃止して、そして煩瑣な手数を省くということになつております。しかしながら三万円以下ということに對しまして、たとえばこれを決定するものは、ほとんど今日の税務署の徴税法によりましては、税務署が一方的にきめることになる。また今度の改正法によりまして、月々取引高税の金額を申告しなければならぬ。万

ゆる適正なる税額を納める。また天くだりのな課税に對して反對する。こういう立場から、適正なる方法による税金を決定する。そして税務署と交渉する。あるいは交渉の立会いをする。こういう方法をもつてやつておるのであります。われわれ共産党は、決して反税闘争という名のつくべきものをやつておるのではないのであります。この点は実際に携わつておる人は十分承知しておるのであります。とかく共産党に對して非常な悪宣傳を及ぼす方々は、常に共産党の反税闘争

税のみならず、すべての所得税においても大體同様であります。ほとんど税務署の一方的な査定のもとにおいて、今日まで徴税が行われております。従つてこれがために、國民全体から今日税の徴收方法に對して、非常な怨嗟の聲が揚がつております。これに對して盛んに、共産党が反税闘争をやるといふようなことを、おしやられる方もあります。が、私の知りませぬ範圍においても、たとえば京都の宇治から伏見方面におきまして、民主自由党の方々もやはり納税相談所を設けられて、一つの共産党と同じような反税闘争などもやつておられるのであります。この点は別に共産党とか民自党とかいふのではなくして、今日の徴税法のめちやくちやなやり方から、税務署のこういうやり方に対して、それが國民一般の怨嗟の的になつておることについては、これは明らかなのであります。従つて今日私たちの反税闘争と申しましても、全然これは税金を納めないとか、あるいは脱税をしるというふうなことを言うのではなくして、われわれは適正なる税金を納める。い

二申告しないならば、重い刑罰、すなわち五年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処するといふ法律があり、またその他のたくさん法律があり、それが、こういう重罰をもつて今日臨んでおるのであります。そして今日の税務署は、多くはこの罰金並びに懲役、こういうものを理由として過大な税金をかけて、もしくは税金を納めないならば罰金を課す。罰金を課されるのがいやならば、われわれの査定しただけの額をよこせといふような徴税方法を今日とつております。これは単に取引高

税のみにならず、すべての所得税においても大體同様であります。ほとんど税務署の一方的な査定のもとにおいて、今日まで徴税が行われております。従つてこれがために、國民全体から今日税の徴收方法に對して、非常な怨嗟の聲が揚がつております。これに對して盛んに、共産党が反税闘争をやるといふようなことを、おしやられる方もあります。が、私の知りませぬ範圍においても、たとえば京都の宇治から伏見方面におきまして、民主自由党の方々もやはり納税相談所を設けられて、一つの共産党と同じような反税闘争などもやつておられるのであります。この点は別に共産党とか民自党とかいふのではなくして、今日の徴税法のめちやくちやなやり方から、税務署のこういうやり方に対して、それが國民一般の怨嗟の的になつておることについては、これは明らかなのであります。従つて今日私たちの反税闘争と申しましても、全然これは税金を納めないとか、あるいは脱税をしるというふうなことを言うのではなくして、われわれは適正なる税金を納める。い

税のみにならず、すべての所得税においても大體同様であります。ほとんど税務署の一方的な査定のもとにおいて、今日まで徴税が行われております。従つてこれがために、國民全体から今日税の徴收方法に對して、非常な怨嗟の聲が揚がつております。これに對して盛んに、共産党が反税闘争をやるといふようなことを、おしやられる方もあります。が、私の知りませぬ範圍においても、たとえば京都の宇治から伏見方面におきまして、民主自由党の方々もやはり納税相談所を設けられて、一つの共産党と同じような反税闘争などもやつておられるのであります。この点は別に共産党とか民自党とかいふのではなくして、今日の徴税法のめちやくちやなやり方から、税務署のこういうやり方に対して、それが國民一般の怨嗟の的になつておることについては、これは明らかなのであります。従つて今日私たちの反税闘争と申しましても、全然これは税金を納めないとか、あるいは脱税をしるというふうなことを言うのではなくして、われわれは適正なる税金を納める。い

というものを盛んにまきちらしてあり  
ますが、これは事実そうではないのであ  
ります。今日取引高税にしましても、  
こういう煩瑣な手数で、しかも重い刑  
罰をもつて、いわば威嚇的な方法をも  
つて徴税するということが行われてお  
りますから、今後におきましてもま  
すますこのトラブルは起らざるを得な  
いと思ふのであります。従つて私た  
ち、今度の改正法案によりまして、  
国民生活の安定あるいはまた一般納税  
に對するいろいろ煩瑣なめんどうとい  
うものが、決して抜けていけないとい  
うことをここに断言し得るのでありま  
す。

そこで、私たちが特に今度の税制の改  
正に對しまして強調しなければならぬ  
ことは、政府及び民自党の公約たる課  
税負担の軽減という公約のたな上げで  
あります。先ほど前尾委員からも話が  
ありました。とにかく今日勤労者は、  
昨年の三千七百円ベースのときから、  
六千三百円ベースに名目的には賃金が  
上りましたけれども、勤労所得税の控  
除額というものは同じことになつてお  
ります。従つて今日大体二割から三割  
五分という多額な税金をとられており  
ます。単に多額であるばかりでなく、  
先ほどこの法案の中に盛り込まれたよ  
うに、酒は上ります。運賃は上りま  
す。郵便料金は上ります。先ほどは、  
主食も上げます。また地方税も今度は  
非常に増徴します。こうして生活の面  
においてはますます苦しい生活をす  
る。しかも多額の税をとりながら、全  
然負担を軽減しないという今日のやり  
方、これによつて勤労者の所得は實質  
上はますます低下して、苦しい生活に  
迫込まれておるのであります。政府の

報告によりまして、たとえば欧米の  
勤労者の所得税は一・五%内外という  
ことであります。いかに今日日本  
の勤労者の生活が、この税のために非  
常に大きな負担になつておるかとい  
うことは、それは言うまでもないのであ  
ります。さらに日本の國民のほとんど  
四割近くを占めるところの農民、  
あるいはその他の中小工業者、これ  
らの人々の所得税にしましても、御承  
知のように基礎控除額が一年にわずか  
一万五千円。これでは月千二百五十円  
で生活するということを言つておるの  
であります。このようなきわめて低い  
ところの基礎控除額によりましては、  
とうてい生活することができないので  
あります。従つて今日所得税の改正が  
ない限りは、國民生活はますます苦し  
いことになる。また今日の徴税方法に  
よつては、ますます税金問題において  
トラブルが生ずるといふことは、これ  
は論をまたないであります。このよ  
うにして、今日一万五千円の基礎控除  
ということに対しまして、あちらこ  
ちらの中小工業者の方々から、少く  
とも三十万円の基礎控除を認めるとい  
うことを主張し、また勤労者にしまし  
ても、勤労所得税の撤廃を叫んでおり  
ます。前の免稅額は、戦前におきまし  
ては大体十二万圓ぐらゐでありますか  
ら、大体三十万圓ぐらゐのところは、  
今日の物價騰貴の割合から見ますれ  
ば、大体同じになります。こういふよ  
うに、今日國民大衆の間から、ほうは  
いとして所得税の軽減といふことが問  
題になつております。ところが、政府  
はこれに對しまして、今度の法案の中  
には何ら所得税の問題に触れることな  
く、ほほかふりをして公約を果しませ

ん。また民自党の諸君にしましても、  
この所得税の問題に對しては、この委  
員会にも現われましたごとく、單にま  
あ注文をつけるぐらゐが関の山であり  
まして、何ら積極的にこの所得税の軽  
減に對し、公約を果していないのであ  
ります。特に政府は、今度の所得税の  
軽減の問題につきましても、来る五月  
にはアメリカからショー博士が來  
て、博士の指導のもとに今後税制を改  
革するといふようなことを言つており  
ます。これは明らかに日本の政府が、  
この税制においても自主性を放棄し  
て、そして一々外國の指導を仰がな  
ければならぬといふような態度になつ  
ておるのであります。吉田総理は、本  
会議におきまして、経済的な愛國心  
に訴えるといふことを言つておりました  
けれども、しかしながら経済的な愛國  
心に訴えるといふことは、決して一々  
外國の指導を待ち、そして自分み  
ずからこの税制の改革をやらすして、國  
民の負担をますます重くする、こうい  
うことではないと私たちは思うのであ  
ります。ところが今日政府におきまし  
ては、こういふふうにしてますます自  
主性を喪失し、そして國民生活の破  
壊、民族産業の破壊、または民族の独  
立の破壊、こういふ方向へどんどん行  
つております。こういふ点につきまし  
て、私たちはこの所得税の軽減をめぐ  
りまして、少くとも自主的にこの法案  
に對しては、来るべき議會におきまし  
て、われわれはこの日本政府みずから  
が自主的にこれをやる必要があると信  
ずるものであります。

要求に對しては、あくまでも支持して、  
そして一切の酒、たばこ、その他の  
間接税の撤廃あるいは取引高税、物品  
税、こういうもののすべての撤廃、そ  
うして住民税あるいは直接税、こうい  
う高率な累進課税を伴うところの一本  
課税にまとめて行く、こういう税制に  
對するわれわれの根本的な態度をもつ  
て、そしてこれらが財源としまして  
は、今日のいわゆる巨大な買弁的な資  
本家に対するところの補給金の全廢、  
あるいは刑務所、警察、その他國民を  
彈圧するところのいろいろな經費の大  
幅な削減、これによつて財源を求め  
るという態度をわれわれは持つており  
ます。従つてこういふ立場から、今日提  
案されましたこの二つの法案に對しま  
して、共産党は絶対に反対の意見を持  
つものであります。

わが共産党は、今日労働者の勤勞所  
得税の全廢、農民、中小工業者の基  
礎控除三十万圓といふような大衆的な

○官廳委員長代理 以上をもつて討論  
は終局いたしました。  
これより採決に入ります。右両案を  
原案の通り可決するに賛成の諸君の起  
立を願います。

○官廳委員長代理 起立多数。よつて  
揮發油税法案及び酒税法等の一部を改  
正する法律案の両案は、いずれも原案  
の通り可決いたしました。  
なお報告書の作成その他の件につき  
ましては、委員長に御一任願います。  
○官廳委員長代理 この際お諮りいた  
します。明日、政府の支拂い遅延に関  
します調査のために、本委員会に参  
考人を呼びまして、その意見を伺う予  
定でありましたが、御承知のように昨  
日の本會議におきまして、これがため  
の特別委員会が設けられることになり  
ましたので、特別委員会の設置を待ち

まして、むしろ本委員会が指導的な立  
場におきまして調査目的を達成いたし  
たいと考えまして、明日の参考人の意  
見を聴取することはとりやめたいと思  
いますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○官廳委員長代理 それではさように  
いたします。  
本日はこれにて散會いたします。  
午後四時四十六分散會

五

昭昭二十四年五月十九日印刷

昭和二十四年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局